

発がん物質等危険物質を用いた動物実験に関するガイドライン

平成 28 年 4 月 1 日

愛媛大学動物実験委員会

(目的)

- このガイドラインは、国立大学法人愛媛大学における人及び他の動物に危険をもたらすおそれのある発がん物質、環境汚染のおそれのあるヒ素、水銀、鉛、カドミウム等の有害化学物質、内分泌攪乱物質等の危険物質（以下「発がん物質等危険物質」という。）を用いた動物実験における危険防止並びに環境汚染防止のために必要な事項を定める。

(定義)

- 本ガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 発がん物質

国際がん研究機関(IARC) [<http://monographs.iarc.fr/ENG/Classification/index.php>]において、発がん性リスクがグループ1（発がん性がある）、グループ2A（おそらく発がん性がある）、グループ2B（発がん性があるかもしれない）の化学物質。ただし、科学的な根拠に基づき、がん発症を目的とした用法・容量で使用する場合に限る。

(2) 有害化学物質

ヒ素、水銀、鉛、カドミウム等の体内に蓄積し、健康を害するもの。

(3) 内分泌攪乱物質

内分泌系に影響を及ぼすことにより、生体に障害や有害な影響を引き起こす外因性の化学物質。

(申請)

- 発がん物質等危険物質を用いた動物実験等（以下「危険物質使用実験」という。）を実施しようとする者は、動物実験委員会が定める動物実験計画書に加えて「発がん物質等危険物質使用実験申請書」（別紙様式）を動物実験委員会に提出しなければならない。

(審査)

- 動物実験委員会は、危険物質使用実験に関する審査を行うときは、「発がん物質等危険物質の使用基準」（別表）に基づき行うものとする。この場合において、動物実験委員会が必要と認めたときは、発がん物質等危険物質に関する専門家の意見を聴取することができる。

(危険物質使用実験の実施)

- 発がん物質等危険物質の使用は、「発がん物質等危険物質の使用基準」（別表）に基づき、当該飼育室・実験室利用者の労働安全衛生及び他の動物や飼育室及び実験室内の汚染防止について必要な措置を講じなければならない。当該飼育室及び実験室での実験動物の飼育及び管理は、すべて実験責任者の責任において、実験実施者が行う。

(報告)

- 危険物質使用実験をする者は、当該飼育室及び実験室の管理に異常があると認めたときは、速やか

に動物実験センター管理室並びに動物実験委員会に報告しなければならない。

(実験の中止等)

7 不適切な危険物質使用実験が実施されている場合は、動物実験委員会の判断により当該実験の中止、
その他の措置を講ずることができる。

(雑則)

8 このガイドラインに定めるもののほか、危険物質使用実験に関し必要な事項は、動物実験委員会が
別に定めることができる。

附 則

このガイドラインは、平成 28 年 4 月 1 日 から施行する。

別表 発がん物質等危険物質の使用基準

- 1 動物実験センターにおいて投与実験に使用できる発がん物質等危険物質は、愛媛大学が焼却を委託した業者の焼却炉で無害な物質に加熱分解されるものであること。
- 2 使用する発がん物質等危険物質が焼却により無害な物質に分解されることを示す書類を動物実験委員会に提出し、許可を受けるものとする。
- 3 発がん物質等危険物質を用いた実験動物の飼育は、当該物質を体外に排泄する危険性がある期間は陰圧の飼育装置がある飼育室で行い、原則としてディスポーザブルの飼育ケージ等を使用する。飼育室入口には「発がん物質等危険物質使用中」と掲示し、使用している発がん物質等危険物質の名称を明示する。飼育ケージには青色の荷札を付けるものとする。飼育ケージ等を飼育装置外に出す場合は発がん物質等危険物質が飛散しないよう考慮し、当該飼育室・実験室利用者の労働安全衛生並びに飼育室及び実験室の汚染防止に配慮する。
- 4 発がん物質等危険物質を取扱う場合及び当該物質を使用した動物を処置する場合は、原則として安全キャビネット等の陰圧装置を使用し、新聞紙等を敷いて、当該飼育室・実験室利用者の労働安全衛生並びに飼育室及び実験室の汚染防止に配慮する。
- 5 発がん物質等危険物質に汚染された物（ケージ、フタ、床敷き、使用した実験器具等）は全て指定された容器に回収し、飼育室内で保管する。ここまで作業は実験実施者が行う。廃棄は専門業者に委託する。
- 6 発がん物質等危険物質を用いた実験動物は、当該物質を体外に排出する危険性がある期間内は飼育室外に持ち出すことを原則として禁止する。
- 7 危険物質使用実験室および飼育室における飼養管理は実験実施者が行う。
- 8 危険物質使用実験室および飼育室の実験実施者は、予め取り扱う動物及び危険物質取扱について習熟していなければならない。
- 9 人が発がん物質等危険物質に暴露した場合及び飼育室・実験室が発がん物質等危険物質に汚染された場合の対処方法を事前に定めておく。

別紙様式

提出年月日： 年 月 日

発がん物質等危険物質使用実験申請書

愛媛大学長 殿

愛媛大学における発がん物質等危険物質を用いた動物実験に関するガイドラインに基づき申請しますので、承認願います。

研究課題				
------	--	--	--	--

実験責任者名	フリガナ	部局名	職名	TEL
	氏名 印 mail			
実験実施者名 (括弧内にフリガナ)	()			
	()			
	()			
	()			
	()			

使用物質	名称
	物理化学的性質（形状、分子量・性状（温度・pH・光など）、揮発性、引火性、安定性など）、健康に対する有害性（急性毒性、生殖毒性、変異原性、発がん性、許容濃度など）、環境に対する有害性（生態毒性、残留性など）、取扱い上の注意、廃棄時の適切な処理方法、その他知られている事実を記入する（必要に応じてデーターシート等を添付する）。

	国際がん研究機関による発がん性の評価またはその他発がん性物質、 有害性化学物質 等の分類(選択項目を✓) <input type="checkbox"/> グループ1 <input type="checkbox"/> グループ2A <input type="checkbox"/> グループ2B <input checked="" type="checkbox"/> 有害性化学物質 <input type="checkbox"/> 発がん性を有する可能性がある物質			
実験実施 飼育室・実験室名等	飼育室 (248・145C・145D)		実験室 (248・145C・145D)	
飼育期間（予定）	年 月 日 ~ 年 月 日			
使用期間（予定）	年 月 日 ~ 年 月 日			
使用方法	(使用方法・頻度・総使用量等を記入)			
予想される危険性 と危険防止対策	使用した動物体内での代謝・排泄・蓄積等および飼育室・ケージ内での有害物質の有無等			
	使用終了後、使用動物が当該物質を体外に排出していると考えられる期間			
	実験上の注意事項、従事者の危険防止対策ならびに室内等への環境汚染防止対策 (汚染された場合の対処方法も具体的に記入すること。)			

委員会記入欄	審査終了： 年 月 日
	修正意見等
	審査結果
学長承認欄	承認： 年 月 日
	本実験計画を承認します。
	動物実験計画書承認番号：第 ・
	愛媛大学長